

おすすめ  
3

## 児童手当の手続きのご案内

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

### 引越しに伴う手続き

3月から4月にかけては、引越しが多くなる時期です。住所変更の届出とは別に、児童手当の手続きが必要となりますので、忘れずにお手続きください。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給となりますが、異動日が月末に近い場合には、異動日の翌日から15日以内の手続きで、異動日の翌月分から支給されます。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、手続きはお早め！

### 転出(市外への引越し)

受給者の方が転出をされると、下野市から支給される手当は終了となります。引き続き手当を受給するためには、転出先の市区町村での手続きが必要となります。

### 転居(市内での引越し)

住所変更届を提出してください。また、受給者と児童が別居する場合は、別居監護申立の手続きが別途、必要となります。

### 転入(市内への引越し)

他の市区町村から下野市へ転入をされた場合には、認定請求手続きが必要です。手続きをしないと手当は支給されませんのでご注意ください。

#### ■必要なもの

- ・請求者の健康保険証
- ・請求者本人名義の預金通帳
- ・印鑑
- ・保護者の個人番号確認書類★
- ・窓口で手続きをする方の本人確認書類☆

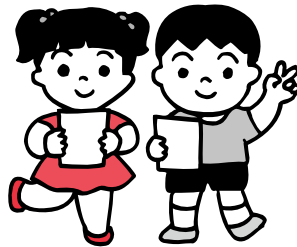
※次に該当する場合には、下記の書類が追加で必要です。

#### 請求者本人以外の方が窓口で手続きをする場合

- ・委任状(法定代理人の場合は戸籍謄本)

#### 児童と別居している場合

- ・児童の個人番号確認書類★



### 公務員になったとき

#### 公務員でなくなったとき

公務員の方は、勤務先から手当が支給されます。

勤務先が変わり、公務員になったときや公務員でなくなったときは、お住まいの市区町村と勤務先の両方で手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

※手続きが遅れ、市区町村と勤務先の両方から手当の支給を受けた場合には、手当を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

#### ★個人番号確認書類

マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票のどれかひとつ

#### ☆本人確認書類

##### 1点で足りるもの

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証 ・パスポート
- ・在留カード

など顔写真つきの公的証明書

##### 2点必要となるもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・年金証書 ・印鑑登録証明書
- ・母子手帳
- ・児童扶養手当証書 など

## 国民健康保険の被保険者の方へ

### 交通事故にあったときは届け出をしてください

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によってケガをしたり病気になったりしたときは、国民健康保険の被保険者証を使って治療を受けることはできますが、市に届出が必要です。

このような治療費は本来、加害者が負担すべきものなので、一時的に国民健康保険が立て替え、後日、栃木県国民健康保険団体連合会を介して加害者に請求を行います。

第三者の行為による傷病の治療を国保で受けた場合は、速やかに届出をお願いします。

#### 注意事項

- ・相手がいない事故(自損事故)の場合でも、届出が必要です。
- ・レセプト点検の際、交通事故などによるケガの原因をお尋ねすることがあります。
- ・法令違反による事故(飲酒、無免許、スピード違反)などが原因のケガや病気は、保険診療を受けることはできません。

### マル学保険証をご存知ですか？

国民健康保険に加入している市内在住の方が、進学のために市外へ転出される場合、学生用の被保険者証(マル学保険証)を交付します。

加入者の方の住所は市外に置くこととなりますが、国保の資格は転出前に所属していた世帯の加入者として取り扱い、国民健康保険税も元の世帯での課税となりますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

#### ■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895